証券ｺｰﾄﾞ 5108

2015年３月２日

株　主　各　位

東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社ブリヂストン
代表取締役 CEO
兼 取締役会長　津　谷　正　明

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2015年３月23日（月曜日）午後６時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送くださるか、または②インターネットウェブサイト（http://www.web54.net）等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　2015年３月24日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都千代田区大手町一丁目３番２号
経団連会館　２階　国際会議場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第96期(2014年１月１日から2014年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期(2014年１月１日から2014年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役賞与支給の件
第５号議案　取締役に対するストックオプションによる報酬支給の件

各議案の内容につきましては、３ページ以降の「株主総会参考書類」に記載のとおりです。

4. その他株主総会に関する事項

(1) 同一の株主様の重複行使の取り扱い

同一の株主様がインターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(2) 議決権の代理行使に関して必要な事項

株主様は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様または代理人は、代理権を証明する書面（委任状等）を当社に提出いただく必要がありますのでご了承願います。

(3) 電磁的方法による招集通知の提供を承諾された株主様が議決権行使書用紙を請求される場合の取り扱い

電磁的方法による招集通知の提供を承諾された株主様が議決権行使書用紙の交付を希望される場合は、15ページの「招集通知電子化に関するお問い合わせ」に記載しておりますお問い合わせ先（三井住友信託銀行　証券代行事務センター）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以　上

（招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告は、別添の「第96期報告書」に記載のとおりであります。）

（＊）「第96期報告書」に記載のない下記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.bridgestone.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

[連結計算書類] 連結注記表
[計算書類]　　個別注記表

◎お願い　①当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

②なお、開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

③インターネットウェブサイト（http://www.web54.net）により議決権をご行使いただく際には、14～15ページの【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照くださいますようお願い申し上げます。

④なお、お手数ですが本ご通知および同封書類は当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ご案内　株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類について、修正事項が生じた場合には、当社ホームページ（http://www.bridgestone.co.jp/）において、修正後の内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績および企業体質の強化、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり実施いたしたく存じます。

１．期末配当に関する事項

（1）株主様に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

１株につき金60円、総額46,988,423,820円とさせていただきたいと存じます。この結果、中間配当金を含めました当期の配当金は、１株につき金100円となります。

（2）剰余金の配当が効力を生じる日

2015年３月25日とさせていただきたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　10,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　10,000,000,000円

第２号議案　取締役７名選任の件

現取締役８名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これにともない取締役７名の選任をお願いするものであり、取締役候補者は次のとおりであります。

取　締　役　候　補　者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	 津谷正明（つやまさあき） (1952年６月22日生) 再任 在任年数：７年 取締役会出席状況（当期） 14回中14回 当社株式所有数：31,400株	1976年４月　当社入社 2006年１月　当社社長室長 2006年３月　当社執行役員 2008年３月　当社取締役常務執行役員 2011年９月　当社代表取締役専務執行役員 2012年３月　当社代表取締役 CEO 2013年３月　当社代表取締役 CEO 兼　取締役会長【現在に至る】

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	 にしがい　かずひさ 西海　和久 (1950年7月29日生) 再任 在任年数：7年 取締役会出席状況（当期） 14回中14回 当社株式所有数：20,400株	1975年４月　当社入社 2004年４月　当社製造技術開発本部長 2005年１月　当社執行役員 2007年10月　当社常務執行役員 2008年３月　当社取締役常務執行役員 2010年３月　当社代表取締役専務執行役員 2012年３月　当社代表取締役 COO【現在に至る】
3	 ざいつ　なるみ 財津　成美 (1950年４月23日生) 再任 在任年数：３年 取締役会出席状況（当期） 14回中14回 当社株式所有数：14,400株	1973年４月　当社入社 2004年２月　当社生産技術管理本部長 2006年10月　当社執行役員 2010年３月　当社常務執行役員 2012年３月　当社取締役常務執行役員 2013年１月　当社取締役専務執行役員【現在に至る】 2015年１月　当社CTO・技術管掌 兼　生産技術管掌【現在に至る】

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>
橘（たちばな）・フクシマ・咲江（さきえ）
(1949年９月10日生)
再任｜社外
独立役員
在任年数：５年
取締役会出席状況（当期）
14回中13回
当社株式所有数：1,200株</td><td>1980年６月　ブラックストン・インターナショナル株式会社　入社
1987年９月　ベイン・アンド・カンパニー株式会社　入社
1991年８月　日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
入社
1995年５月　コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
米国本社　取締役
2000年９月　日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
取締役社長
2001年７月　同社代表取締役社長
2009年５月　同社代表取締役会長
2010年３月　当社取締役【現在に至る】
2010年７月　G&S グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表取締役社長【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
G&S グローバル・アドバイザーズ株式会社　代表取締役社長
味の素株式会社　社外取締役
Ｊ.フロント リテイリング株式会社　社外取締役
三菱商事株式会社　社外取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
グローバルな視野をもつ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する豊富な知識・経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>
デイヴィス・スコット
(Scott Trevor Davis)
(1960年12月26日生)
再任｜社外
独立役員
在任年数：４年
取締役会出席状況（当期）
14回中14回
当社株式所有数：0株</td><td>1990年４月　特殊法人日本労働研究機構（現独立行政法人労働政策研究・研修機構）専任研究員
2001年４月　麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授
2006年４月　立教大学経営学部国際経営学科教授【現在に至る】
2011年３月　当社取締役【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
立教大学経営学部国際経営学科教授
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス　社外取締役
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社　社外取締役
株式会社ニッセンホールディングス　社外監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
社会学・国際経営学に関する高い学術知識や国内外におけるCSRに関する豊富な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番 号</th><th>氏 名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>
おきな ゆり
翁 百 合
(1960年３月25日生)
再任 社外
独立役員
在任年数：１年
取締役会出席状況（当期）
10回中10回
当社株式所有数：0株</td><td>1984年４月　日本銀行　入行
1992年４月　株式会社日本総合研究所　入社
2003年５月　株式会社産業再生機構　取締役　産業再生委員
2005年10月　日本学術会議会員
2006年６月　株式会社日本総合研究所　理事
2010年４月　早稲田大学客員教授【現在に至る】
2014年３月　当社取締役【現在に至る】
2014年６月　株式会社日本総合研究所　副理事長【現在に至る】
2014年９月　慶應義塾大学特別招聘教授【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
株式会社日本総合研究所　副理事長
日本郵船株式会社　社外取締役
株式会社セブン銀行　社外取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
金融システムおよび金融行政に関する豊富な研究経験を有しており、経済および金融情勢に関する高い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>
うのとろ けいこ
鵜 灘 惠 子
(1954年10月26日生)
新任 社外
独立役員
当社株式所有数：0株</td><td>1977年４月　公正取引委員会事務局　入局
2000年４月　専修大学大学院非常勤講師【現在に至る】
2004年６月　公正取引委員会事務総局　首席審判官
2007年１月　同　経済取引局取引部長
2008年６月　同　官房総括審議官
2011年１月　同　経済取引局長
2012年11月　弁護士法人大江橋法律事務所アドバイザー【現在に至る】
2013年４月　東洋学園大学現代経営学部教授【現在に至る】
（重要な兼職の状況）
東洋学園大学現代経営学部教授
オリンパス株式会社　社外取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由等）
公正取引委員会における豊富な行政経験と、競争法・政策に関する高い学術知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、鵜灘惠子の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております（12～13ページに記載のとおりです）。橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、鵜瀞恵子の各氏は、これらの基準を満たしており、当社は各氏を独立役員として各証券取引所に届け出る予定であります。
4. 翁百合氏が社外取締役を務めている日本郵船株式会社は、2014年３月に特定自動車輸送業務に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は2014年12月に自動車の海上輸送に関し、米国独占禁止法に違反する行為があったとして、米国司法省との間で司法取引に合意しました。同氏は、当該命令および司法取引の対象行為に係る調査を受けるまでこれらの行為を認識しておりませんでしたが、平素から法令遵守について意見表明を行っており、事実判明後は、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶および再発防止のために意見を表明するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めております。
5. 各候補者の在任年数は、本総会終結の時における期間となります。
6. 翁百合氏は、2014年３月25日開催の第95回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象取締役会の回数が、他の取締役候補者と異なります。
7. 橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット、翁百合、鵜瀞恵子の各氏が取締役に就任された場合は、当社は各氏との間で、それぞれ会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役増田健一氏は任期満了となりますので、これにともない監査役１名の選任をお願いするものであり、監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監　査　役　候　補　者

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
 ま　だ　けん　いち 増　田　健　一 (1963年１月11日生) 再任　社外 独立役員 在任年数：４年 取締役会出席状況（当期） 14回中14回 監査役会出席状況（当期） 16回中16回 当社株式所有数：0株	1988年４月　弁護士【現在に至る】 1993年９月　ニューヨーク州弁護士【現在に至る】 1997年１月　アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）パートナー【現在に至る】 2010年４月　東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師【現在に至る】 2011年３月　当社監査役【現在に至る】 （重要な兼職の状況） アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー ライフネット生命保険株式会社　社外監査役
（社外監査役候補者とした理由等） 国内外の法律事務所において弁護士としての実務経験を有し、会社法実務を法科大学院で教えるなどの専門性を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。	

（注）1. 増田健一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 増田健一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております（12〜13ページに記載のとおりです）。増田健一氏は、これらの基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として各証券取引所に届け出る予定であります。

4. 増田健一氏の在任年数は、本総会終結の時における期間となります。
5. 増田健一氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

第４号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役４名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額12,738万円を支給したいと存じます。

第５号議案　取締役に対するストックオプションによる報酬支給の件

当社の社外取締役を除く取締役に対し、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることおよび株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、以下のとおり、株式報酬型ストックオプションによる報酬としての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社取締役の員数および職位を基準として割り当てられるものであり、また、その額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、相当なものであると存じます。

なお、第２号議案が承認されますと、社外取締役を除く取締役の員数は３名となります。

(1) 発行する新株予約権の総数

800個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

80,000株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割、株式無償割当て、株式併合、資本金の減少、合併または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は１円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2035年４月30日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

当社取締役の地位を喪失した日の翌日から、新株予約権を行使することができるものとする。その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、その承認決議の日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得するものとする。

(8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取扱い

当該端数は切り捨てとする。

(9) 新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される額とする。

(10) その他の新株予約権の内容

その他新株予約権の内容の細目については、募集事項等を決定する取締役会において定める。

以　上

【ご参考】

社外役員独立性基準

株式会社ブリヂストン（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1．当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注１）
2．当社の大株主（注２）
3．次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
　（1）当社グループの主要な取引先（注３）
　（2）当社グループの主要な借入先（注４）
　（3）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5．当社グループから多額（注５）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6．当社グループから多額の寄付を受けている者（注６）
7．社外役員の相互就任関係（注７）となる他の会社の業務執行者
8．近親者（注８）が上記１から７までのいずれか（４項及び５項を除き、重要な者（注９）に限る）に該当する者
9．過去５年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10．前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以　上

注１：現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含む。

注２：大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで５％以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の２％を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。
注４：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間１千万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間１千万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間１千万円を超える寄付を受けている者をいう。
当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
注９：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

（ご　案　内）

【インターネット等による議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイトhttp://www.web54.netをご利用いただくことによってのみ可能です。同ウェブサイトへは、パーソナルコンピューターまたは携帯電話によるアクセスが可能となっております。ご利用に際しては、次に記載する内容をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、画面の案内に従って行ってください。

◎ 議決権行使のお取り扱い

(1) インターネットによる議決権行使は、３月23日（総会日の前日）の営業終了時刻である午後６時までに行使されるようお願いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと議決権行使書の両方により議決権を重複して行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

◎ パスワードのお取り扱い

(1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管ください。また、電話等によるパスワードのご照会にはお答えできません。

(2) パスワード入力時に一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

◎ システムに関する環境条件

(1) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。ご確認ください。

① パーソナルコンピューターを用いる場合

ア．画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のソフト（アプリケーション）をインストールしていること。

㋐マイクロソフト社 Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降

㋑アドビシステムズ社 Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0 以降または Adobe® Reader® Ver.6.0 以降

なお、ファイアーウォールなどの設定により、インターネット上での通信が制限される場合がありますので、ご留意ください。

② 携帯電話端末を用いる場合

次のサービスが受信可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等を登録しておりませんので、ウェブサイト（http://www.web54.net）を直接入力してアクセスしてください。なお、古い機種は、ご利用になれない場合もありますので、詳細は、下記ウェブサポートにお問い合わせください。

ア．ｉモード

イ．EZweb

ウ．Yahoo!ケータイ

また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用になれない場合があります。

(2) インターネットをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

◎ **パーソナルコンピューターなどの操作方法に関するお問い合わせ**

インターネットでの議決権行使に関するパーソナルコンピューターなどの操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話：0120-652-031（フリーダイヤル）

(受付時間　9：00～21：00)

◎ **招集通知電子化に関するお問い合わせ**

三井住友信託銀行　証券代行事務センター 専用ダイヤル

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

(受付時間　土・日・祝日を除く　9：00～17：00)

2. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以　上

第96回定時株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都千代田区大手町一丁目３番２号
　　経団連会館　２階　国際会議場

交　　通

・ＪＲ　東京駅丸の内北口（徒歩約15分）

・地下鉄　大手町駅　Ｃ２ｂ出口直結

・バス　丸の内シャトルバス　経団連会館・ＪＡ前
　　都バス「東４３」神田橋(徒歩約１分)

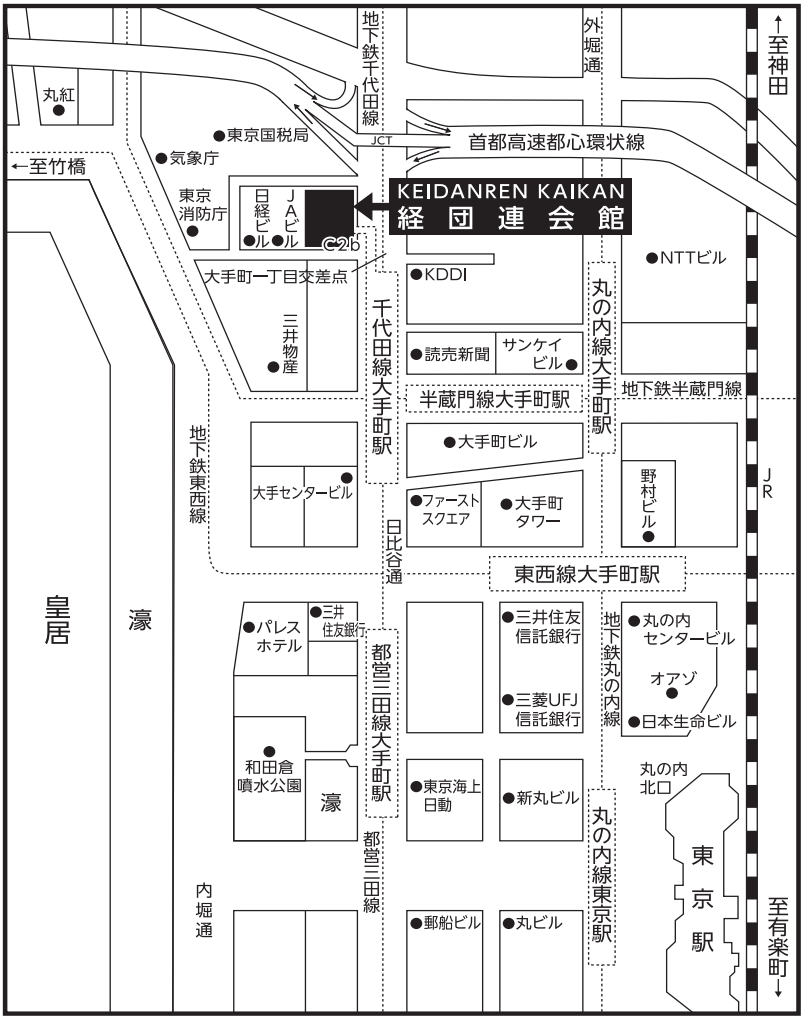

＊当会場では駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
www.fsc.org

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。